

オープンカウンター方式実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県物品調達等事務手続（平成9年10月30日付け出二第607号出納事務局長通知）に定める契約方法のほか、オープンカウンター方式により物品を調達する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) オープンカウンター方式

物品調達に係る見積合わせにおいて、見積りの相手方を特定せず、案件を公開し、一定の資格を有する見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(2) 電子調達システム

茨城県電子調達実施要領（平成24年1月17日施行。以下「電子調達要領」という。）第2条第1項第1号に定めるシステムをいう。

(3) 入札情報サービス

電子調達要領第2条第1項第2号に定めるシステムをいう。

(対象案件)

第3条 この要項の対象となる物品は、予定価格が5万円以上160万円以下で次の各号のいずれかに該当する物品のうち、契約担当者がオープンカウンター方式で調達することが適当と認めたものとする。

(1) 文具・事務機器類（文具、事務機器、OA機器、用紙等）

(2) 電気機器類（家電器具、電気設備、通信機器、視聴覚機器等）

(3) 趣味・表彰用品類（カメラ、時計、記念品・バッジ、スポーツ用品、楽器等）

(4) 契約担当者が別に定める物品

(参加資格)

第4条 オープンカウンター方式による見積合わせに参加することができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に

基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (6) 茨城県内に本店又は茨城県との入札・契約等を委任した支店等を有する者を原則とする。

（案件の公開）

第 5 条 オープンカウンター方式による案件の公開は、原則として毎週木曜日とし、入札情報サービスにより行うものとする。

- 2 契約担当者は、見積公告（様式第 1 号）を作成し、前項の公開日の正午までに入札情報サービスに登録するものとする。

（見積書の提出）

第 6 条 見積書の提出は、当該案件を公開した日から起算して 7 日目（県の休日を除く。）の午前 11 時を基準とする。

- 2 見積書を提出しようとする者は、電子調達要領に定める方法により見積書を提出するものとする。

（同等品の承認）

第 7 条 見積公告で同等品を可としている場合は、当該案件を公開した日から起算して 4 日目（県の休日を除く。）の正午までを基準とし、持参、送付又はファクシミリにより契約担当者に同等品承認申請書（様式第 2 号）を提出するものとする。

- 2 同等品の承認申請があったときは、当該案件を公開した日から起算して 5 日目（県の休日を除く。）までに、承認の可否を連絡するものとする。

（契約の相手方の決定）

第 8 条 契約担当者は、見積書の提出期限後、速やかに見積書提出者の参加資格の有無を確認し、電子調達要領に定める方法により見積判定を行うものとする。

- 2 契約の相手方は、有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格を提示した者とし、見積書の提出者が 1 名の場合でも契約できるものとする。

(無効な見積書)

第9条 次の各号に掲げる見積書は無効とする。

- (1) 参加資格を満たさない者が提出した見積書
- (2) 記載事項が不備又は不明瞭な見積書
- (3) 代表者印の不備及び金額を訂正した見積書(紙見積書の場合)
- (4) 調達の内容に適合しない見積書
- (5) 見積公告記載のメーカー、品番、規格等以外の納品を希望する場合で、同等品承認申請による承認を得ていない見積書
- (6) 提出期限までに到着しなかった見積書及び電子調達システムのファイルに記録されなかった見積書
- (7) 同一案件につき、複数の見積書を提出した場合の全部
- (8) その他適正な見積判定に支障があると判断した見積書

(その他)

第10条 この要項に定めのない事項は、電子調達要領によるものとする。

- 2 この要項は、茨城県物品調達集中管理事務処理要項(昭和44年6月20日付け出第156号副知事依命通達)における物品の調達において、活用できるものとする。

(適用除外)

第11条 この要項は、企業会計の物品の調達には適用しない。

付 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。